

平成21年度 賃金不払残業是正結果
- 監督指導により支払われた割増賃金額は約116億円 -

Contents

- 【 法 改 正 】 源泉所得税の改正 - 扶養控除の見直し -
- 【 統 計 情 報 】 平成 21 年度 賃金不払残業是正結果
- 【 企業を守る！ワンポイント講座】 #17 人事権② - 配置転換 -

法 改 正

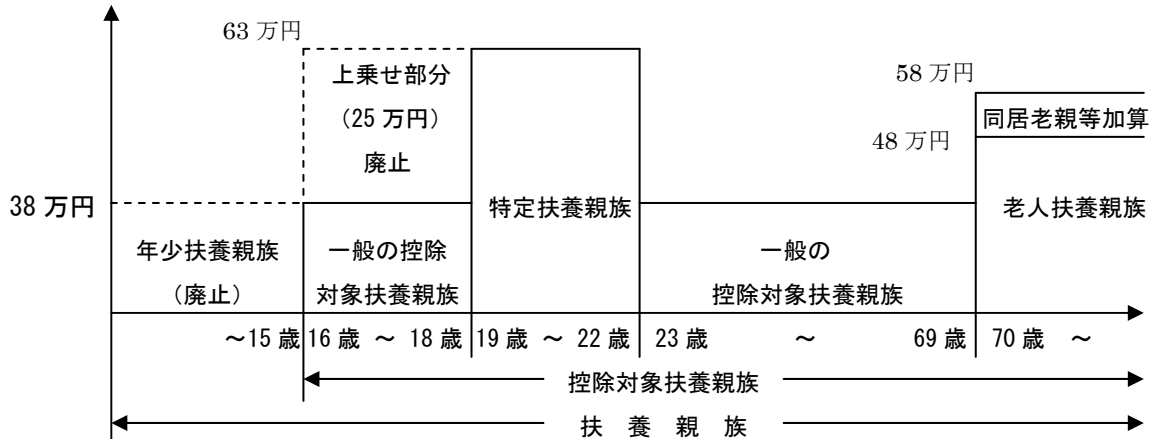
源泉所得税の改正 - 扶養控除の見直し -

源泉所得税の扶養控除の見直しが行われ、2011（平成 23）年 1 月 1 日以後に支払うべき給与等から適用となります。

扶養控除の改正の内容は、下記①～③及び表の通りとなります。

- ① 年齢 16 歳未満の扶養親族（以下「年少扶養親族」という。）に対する扶養控除が廃止されたことに伴い、扶養控除の対象が年齢 16 歳以上の扶養親族（以下「控除対象扶養親族」という。）とされました。
- ② 年齢 16 歳以上 19 歳未満の人の扶養控除の上乗せ部分（25 万円）が廃止されて、扶養控除の額は 38 万円となりました。これに伴い、特定扶養親族の範囲が、年齢 19 歳以上 23 歳未満の扶養親族に変更されました。
- ③ 源泉徴収税額表においては、控除対象配偶者、控除対象扶養親族の人数などに応じて税額を算出することとなりました。

【年齢別扶養控除の概要】



統 計 情 報

平成 21 年度 賃金不払残業是正結果

2009（平成 21）年 4 月から 2010（平成 22）年 3 月までの 1 年間に、残業に対する割増賃金が不払いになっているとして労働基準法違反で是正指導された事案のうち、1 企業当たり 100 万円以上の割増賃金が支払われた事案の状況が厚生労働省より発表されました。

これによると、是正企業数は 1,221 企業（前年度比 332 企業の減）、対象労働者数は 11 万 1,889 人（同

Social Insurance Consulting Firm EOS Firm News Vol.21 Nov'10

6万8,841人減)、支払われた割増賃金の合計額は116億298万円(同80億1,053万円の減)、企業平均では950万円、労働者1人当たり10万円となっております。

そのうち、1企業当たり1,000万円以上の割増賃金の支払が行われた事案をみると、是正企業数は162企業で全体の13.3%、支払われた割増賃金の合計額は85億1,174万円で全体の73.4%となっております。また、1企業での最高支払額は、12億4,206万円(飲食業)で、次いで11億561万円(銀行・信託業)、5億3,913万円(病院)の順となっております。

企業を守る！ワンポイント講座

#17 人事権② ー配置転換ー

前回、人事権は労働契約の範囲内で行使されなくてはならず、行使する人事権はできる限り明示しておくことが望ましいということに触れましたので、今回より、個別の人事権について規定又は運用上での注意点をみていきます。

今回は、「配置転換」をとりあげます。「配置転換」とは一般的に、同一企業内で労働者の職種、職務内容、勤務場所について変更する人事異動を言います。就業規則に「業務上必要のあるときは、配置転換を命ずることがある」などの記載があれば、それが労働契約の内容となり、配置転換の命令が有効となりますが、どのような命令でも認められるという訳ではありません。

客観的には権利の行使に見えても、実質的に公序良俗や公共の福祉に反するものは権利の濫用とされ、権利の濫用であると判断されてしまうと、その権利行使の法的効果が否定され、労働者に損害を与えた場合には不法行為として損害賠償が認められる場合があります。

労働契約法においても「労働者及び使用者は、労働契約に基づく権利の行使に当たっては、それを濫用することがあってはならない。」(第3条第5項)と明記されており、また、判例においては、配置転換命令が権利の濫用となるケースとして、次の3つがあげられています(東亜ペイント事件(最二小判昭61.7.14))。

- ① 業務上の必要性がない場合
- ② 不当な動機・目的が認められる場合
- ③ 労働者に対し通常甘受すべき程度を著しく超える不利益を負わせるものである場合

従いまして、これらに該当する可能性がある配置転換については、就業規則に記載されているからといって一方的に命令するのではなく、個別の合意を得ておくのが望ましく思われます。また、労働契約において職種や勤務地が限定されている場合は、労働者の個別の合意なしに一方的に配置転換を行なうことはできませんので、雇用契約を締結する際や職種等が限定されている労働者に配置転換を考えている場合には、注意が必要となります。

本紙に関するお問合せ、人事労務に関するご相談等は、下記までご連絡ください。

(2010年12月号及び2011年1月号につきましては、弊社の都合により休刊とさせていただきます。)

社会保険労務士法人 EOS

東京都港区赤坂 3-3-3 住友生命赤坂ビル 4階

TEL:03-6230-4539 FAX:03-3583-9111 E-mail:eigyoe@eosi.co.jp

<http://www.eosi.co.jp/>

Social Insurance Consulting Firm EOS

Firm News Vol.21-2

～ We are always at your side ～